

行田市景観条例の制定について

1. 行田市景観条例の基本的な考え方

- 行田市景観計画に示す方針、景観づくりの推進方策の実現に必要な事項を定めます。
- 景観法委任事項と自主事項（行田市オリジナルの自主的な取組）を定め、行田市ならではの景観づくりを進めるための総合的な内容構成とします。

2. 条例制定の方向性

1) 景観法委任事項と行田市オリジナルの景観施策を組み合わせた条例とします

- ・景観法は、景観行政団体が条例で「①必ず定めるべき事項（必須事項）」と「②必要に応じて定めるべき事項（選択事項）」を明示しています。また「③条例で法以外の必要な事項を定めることは妨げない（自主事項）」という特徴を有しています。
- ・これら3つの事項を組み合わせ、行田市の景観施策の推進に必要な独自条例を制定します。

①必須事項の例	②選択事項の例	③自主事項の例
・届出が必要な行為と規模 ・勧告や変更命令の対象となる特定届出対象行為 ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定や管理方法 等	・景観計画の策定手続きの付加 ・届出対象行為の追加 ・景観計画の提案に係る土地の区域の規模の引き下げ 等	・行政、市民、事業者の責務 ・事前協議の義務 ・支援制度 等

行田市における条例規定項目案

行為の制限	・地域特性に応じた届出対象行為の決定 (②) ・景観協議の義務 (③) ・勧告や変更命令の手続き (③)
景観形成重点地区等	・住民提案の規模の引き下げ (②) ・任意の地区指定 (③)
身近な景観づくり	・景観づくりに取り組む団体の任意の認定 (③) ・景観づくりの支援、景観アドバイザー (③)

■景観法からの委任事項は全 18 項目あり、次の 3 つの事項に区分できます。

※詳細は、次ページの表を参照

- A. 景観計画の策定及び運用に関する事項（次頁表の①～⑦）
- B. 景観地区の指定及び工作物の基準等に関する事項（同⑧～⑭、⑱）
- C. 地区計画の形態意匠に関する事項（同⑮～⑲）」

このうち、「**A. 景観計画の策定及び運用に関する事項**」について追加します。

なお、「B. 景観地区の指定及び工作物の基準等に関する事項」及び「C. 地区計画の形態意匠に関する事項」は、今後の本制度活用の動向を踏まえながら、景観条例の改正又は単独条例の制定を検討します。

表 景観法で自治体の条例に委任されている事項

景観条例には、景観法に基づき定める項目以外にも、市町村の良好な景観の形成に必要な内容が記載できます。

NO	内容	根拠条項	条例制定主体
①	景観計画の策定手続きで必要な規定を定める	法第9条第7項	景観行政団体
②	景観計画の策定又は変更を提案できる団体の追加	法第11条第2項	景観行政団体
③	景観計画区域内の届出対象行為の追加	法第16条第1項4号	景観行政団体
④	景観計画区域内の届出適用除外行為の追加	法第16条第7項第11号	景観行政団体
⑤	届出対象行為のうち変更命令を行うことのできる行為（特定届出対象行為）の指定	法第17条第1項	景観行政団体
⑥	景観重要建造物・景観重要樹木を指定した場合に設置すべき標識	法第21条第2項、法第30条第2項	景観行政団体
⑦	景観重要建造物・景観重要樹木の管理方法の基準	法第25条第2項、法第33条第2項	景観行政団体
⑧	景観地区の建築物の形態意匠の制限に関する認定審査の手続きの規定	法第67条	市町村
⑨	景観地区内の建築物の形態意匠の制限等について、適用除外の対象となる建築物を定める	法第69条第1項第5号	市町村
⑩	景観地区内の工作物の形態意匠の制限	法第72条第1項	市町村
⑪	⑩の場合法第63条、64条、66条、68条、71条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に関する違反是正のための措置その他の措置に関する規定（景観地区工作物制限条例）	法第72条第2項	市町村
⑫	景観地区工作物制限条例による市町村長の認定審査手続きについて必要な規定の付加	法第72条第3項	市町村
⑬	景観地区内で、都市計画法第4条第12条に規定する開発行為等について、必要な規制の規定（景観地区開発行為等制限条例）	法第73条第1項	市町村
⑭	準景観地区内における建築物または工作物について、景観地区内におけるこれらの規制に準じた必要な規制の規定	法第75条	市町村
⑮	地区計画等の区域における建築物等の形態意匠について、当該地区計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないとすることが可能	法第76条第1項	市町村
⑯	⑮の場合、法第63条、64条、66条、68条、71条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に関する違反是正のための措置その他の措置に関する規定（地区計画等形態意匠条例）	法第76条第3項	市町村
⑰	上記に加え、地区計画等形態意匠条例で市町村長の認定審査手続きについて必要な規定の付加	法第76条第4項	市町村
⑱	⑩及び⑬から⑮の規定に基づく条例違反した者に対し50万円以下の罰に処する旨の規定	法第107条	市町村

- A. 景観計画の策定及び運用に関する事項（表の①～⑦）
- B. 景観地区の指定及び工作物の基準等に関する事項（同⑧～⑭、⑱）
- C. 地区計画の形態意匠に関する事項（同⑮～⑱）」

3. 行田市景観条例の構成

- 8章の構成とし、景観法委任事項と自主事項を組み合わせで構成します。
- 行田市景観計画に掲げる方針、施策との関連を意識し、主に行政が先導的に進める「骨格となる景観づくり」、住民等との連携・協働に進める「身近な景観づくり」をそれぞれ章立てし、実現のための規定を設けます。

表 行田市景観条例の構成案

構成	項目
第1章 総則	・ 目的 ・ 用語の定義 ・ 責務（市、市民、事業者） ・ 国等への協力の要請
第2章 景観計画の策定等	・ 景観計画の策定と手続き ・ 重点地区、任意の地区指定 ・ 住民提案の規模
第3章 行為の届出等	・ 届出が必要な行為の設定 ・ 特定届出対象行為の設定 ・ 事前協議や完了届の義務付け ・ 勧告、命令、公表の方法 等
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木	・ 指定の手続き ・ 管理の方法 等
第5章 骨格となる景観づくり	● 公共施設の景観形成 ・ 公共施設の景観形成の考え方、協議
第6章 身近な景観づくり	● 景観づくり団体 ・ 景観づくり団体の認定 ● 支援 ・ 景観づくりに対する支援、助成
第7章 景観審議会等	・ 景観審議会の設置、所掌事務、委員構成、任期など ・ 景観アドバイザーの助言事項など
第8章 雑則	・ 規則への委任

景観法委任事項＋自主事項

自主事項

4. 行田市景観条例の主な内容

- 行田市景観条例の構成案に基づき、その主な内容を章ごとに整理します。
※条例案については、別紙「参考資料 行田市景観条例（案）」をご覧ください。

第1章 総則（条文は、p.1～p.2、第1条～第6条を参照）

●景観条例の施行に必要な次に掲げる基本的な事項を定めます。

- ・目的
- ・用語の定義
- ・市、市民、事業者の責務
- ・国等への協力の要請

【主なポイント】

- 景観法の基本理念に基づき、「市」、「市民」、「事業者」の責務を定めることで、景観づくりの主体と役割を明確化します。

第2章 景観計画の策定等（条文は、p.3、第7条～第11条を参照）

●景観法に基づく委任事項等を定めます。

- ・景観計画の策定と手続き
- ・重点地区、任意の地区指定
- ・景観計画の提案団体、計画提案に係る手続き

【主なポイント】

- 市長は、地域の特性を生かした景観形成を重点的に推進する必要がある地区を景観重点地区として景観計画に定めることができる規定を設けます。
- 景観法第11条に定める住民提案制度の積極的活用を図るため土地の規模面積規定を引き下げます。（0.5ha → 0.1ha）

第3章 行為の届出等（条文は、p.3～p.6、第 12 条～第 20 条を参照）

●景観法に基づく委任事項等を定めます。

- ・届出が必要な行為の設定
- ・届出不要な行為（仮設の建築物など）の設定
- ・特定届出対象行為（届出対象行為のうち変更命令を行うことのできる行為）の特定
- ・事前協議や完了届の義務付け
- ・勧告、命令、公表等の手続き

【主なポイント】

- 市全域（景観計画区域）において、届出が必要な行為・規模を定めます。また、仮設のものや他の法令の規定（許可や届出）により良好な景観の形成のための措置が講じられるものなど、届出が不要な行為を定めます。
- 変更命令を行うことのできる行為として、「建築物の建築」と「工作物の建設」を特定します（景観法で定められる最大限の範囲）。
- 事前協議及び完了届の提出義務を定めます。また、事前協議や届出においては、市長は、必要な助言又は指導をすることができることや、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聴くことができる規定を設けます。
- 市長は、指導や助言に従わない場合等は、勧告または氏名の公表ができる規定を設けます。また、設計の変更や原状回復等の命令を行うことができる規定を設けます。
- 上記の手続きを行う際には、景観審議会の意見を聴く手続きおよび、あらかじめ公表の対象となる者の弁明や意見を聴く機会を設けます。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（条文は、p.6～p.7、第 21 条～第 24 条を参照）

●景観重要建造物・樹木の指定や管理に係る事項を定めます。

- ・景観重要建造物・樹木の指定の手続き
- ・景観重要建造物・樹木の管理の方法

【主なポイント】

- 市長は、景観重要建造物・樹木の指定、現状変更の許可、指定の解除を行う場合には、景観審議会の意見を聴くことを定めます。
- 景観重要建造物・樹木の所有者等は、現状を維持するため、防火上の措置や定期的な点検を行うことを義務付けます。

第5章 骨格となる景観づくり（条文は、p.7～p.8、第 25 条～第 27 条を参照）

●公共が先導する景観づくりの推進施策を実現するための規定を自主事項として設けます。

○公共施設の景観形成

- ・公共施設の景観形成の考え方、協議

【主なポイント】

○公共施設の設置者又は管理者は、景観に配慮した公共施設の整備、管理及び活用に努めることを規定します。

○市長は、景観計画区域内において公共施設の整備等を行う者に対し、良好な景観の形成に関する協議を求めることができる規定を定めます。

第6章 身近な景観づくり（条文は、p.8、第 28 条～第 29 条を参照）

●市民等との協働による景観づくりの推進施策を実現するための規定を自主事項として設けます。

○景観づくり団体

- ・景観づくり団体の認定

○支援

- ・景観づくりに対する支援、助成

【主なポイント】

◆景観づくり団体

○市長は、良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、要件を満たしているものを、景観づくり団体として認定することができる規定を定めます。

◆支援

○市長は、景観形成団体や景観形成重点区域内の活動等に対して、技術的な助言、その他の支援を行うことができる規定を定めます。

第7章 景観審議会等（条文は、p.8～p.10、第 30 条～第 34 条を参照）

- 市長の諮問に応じ、景観形成に関し審議するため、行田市景観審議会を置く規定を設けます。
- 良好な景観づくりに関し、技術的及び専門的な助言を聴くための専門家（景観アドバイザー）を置く規定を設けます。
 - ・景観審議会の設置、所掌事務、委員構成、任期など
 - ・景観アドバイザーの助言事項など

【主なポイント】

- 市長の諮問に応じ、景観形成に関し審議するため、景観審議会を置き、その運営に必要な事項を定めます。
- 景観アドバイザーを置く規定を設け、行為の届出、事前協議などへの助言を聴くことができる規定を設けます。

第8章 雑則（条文は、p.10、第 35 条を参照）

- この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める規定を設けます。